

令和 3 年

# 全員協議会記録

令和 3 年 3 月 1 日

和光市議会

## 全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和3年3月1日（月曜日）  
午前10時40分 開会 午前11時08分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 18名

議 長	吉 田 武 司 議員	副議長	待 鳥 美 光 議員
1 番	菅 原 満 議員	2 番	猪 原 陽 輔 議員
3 番	熊 谷 二 郎 議員	4 番	鳥 飼 雅 司 議員
5 番	内 山 恵 子 議員	6 番	齊 藤 誠 議員
7 番	伊 藤 妙 子 議員	8 番	富 澤 啓 二 議員
10 番	金 井 伸 夫 議員	11 番	赤 松 祐 造 議員
12 番	小 嶋 智 子 議員	13 番	松 永 靖 恵 議員
14 番	萩 原 圭 一 議員	16 番	富 澤 勝 広 議員
17 番	安 保 友 博 議員	18 番	齊 藤 克 己 議員

◇欠席議員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	中 蔦 裕 猛	総 務 部 長	鈴 木 均
企画部次長兼 秘書広報課長	松 戸 克 彦	総務部次長兼 総務人權課長	亀 井 義 和

◇事務局職員

議会事務局長	喜 古 隆 広	議 事 課 長	末 永 典 子
議事課長補佐	本 間 修	主 査	田 中 孝 一

◇本日の会議に付した案件  
追加議案について

午前10時40分 開会

○吉田武司議長 ただいまから全員協議会を開催します。

本日の案件は、追加議案、議案第24号、控訴の提起についてと議案第25号、令和2年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第9号）の説明となります。

市長から説明願います。

松本市長。

○松本市長 議員の皆様におかれましては、3月定例会のさなかではございますが、新たな審議が必要となりました追加議案の上程に係り、全員協議会を開催いただきまして誠にありがとうございます。

今回、追加議案として、議案第24号、控訴の提起について及び議案第25号、令和2年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第9号）について説明いたします。

初めに、議案第24号、控訴の提起につきましては、市職員が心身の故障を理由として市が行った5回の分限休職処分について、いずれも休職事由がなく、手続上も瑕疵があるから全て違法無効であると主張して、市に対し、各分限休職処分の無効確認、同処分によって減額された分の賃金の支払い、同処分によって精神的苦痛を被ったとして慰謝料及び弁護士費用の支払いを求めて訴訟を提訴したものでございます。

令和3年2月19日に本件に係る第1審判決の言渡しがあり、市といたしましては、今回の判決は承服し難い内容であることから、上級審の判断を仰ぐため、控訴を提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議案を提出するものでございます。

今回、急遽議案を提出することとなった理由につきましては、本件に係る第1審の判決が令和3年2月19日に出され、市に判決文が到着したのが2月24日の夕方でございます。その後、内容を確認し、2月26日に控訴代理人である顧問弁護士と対応を協議した結果、控訴する決断をしたものでございます。控訴をする場合は判決文到着翌日、これは2月25日でございますが、ここから2週間以内、この期限が3月10日でございます。2週間以内に控訴文を提出する必要があります。そのため、急遽議案を提出するに至ったものでございます。

なお、控訴状提出までの流れといたしましては、議会で議決をいただいた後、訴訟代理人である顧問弁護士と委任契約を締結し、控訴状など必要な書類の作成を経て、期日までに提出を予定しております。

次に、議案第25号、令和2年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第9号）については議案第24号、控訴の提起についてに係る訴訟委託料13万9,000円を計上するとともに、債務負担行為の設定を行うものでございます。

控訴の提起についての概要は、総務部長から御説明いたします。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 それでは、議案第24号、控訴の提起について、その概要を御説明させていた

だきます。

お配りしております控訴の提起に係る概要についてを御覧いただきたいと存じます。

初めに、1、事案の概要につきましては、市が行った5回の分限休職処分について、いずれも休職事由がなく、手続上も瑕疵があるから全て違法無効であると主張し、市に対しまして、1つ目として、各分限休職処分の無効確認、2番目として、同処分によって減額された分の賃金の支払い、3番目として、同処分によって精神的苦痛を被ったとして慰謝料及び弁護士費用の支払いを求めた訴訟を提起しておりました。

次に、2、判決主文の内容及び3、判決理由の概要につきましては、初めに、各分限休職処分1から4、こちら平成30年1月21日、同年2月1日、同年4月1日、同年5月11日については重大な手続違反があるとは言えないとし、棄却。分限休職5、同年9月1日については休職事由該当性の判断を誤ったもので、重大かつ明白な裁量権の逸脱、乱用があるとし、無効の判決となりました。

次に、未払い賃金については市は分限休職処分後によって減額された賃金27万2,307円の支払いの義務を負うとし、慰謝料及び弁護士費用については市が恣意的に職場復帰を遅らせようとする不当な意図は伺えないことから、慰謝料は認められないとして棄却といった判決内容となっております。

最後に、4、控訴に至った理由につきましては、令和3年2月26日に訴訟代理人でございます顧問弁護士と対応を協議した結果、判決にはその事実認定や判断過程に疑義があり、市としては平成30年9月1日の分限処分5に重大かつ明白な裁量権の逸脱、乱用があるとの結論は受け入れることができないと判断したため、このたびの控訴に至っているところでございます。

説明は以上でございます。

○吉田武司議長 以上で説明が終了しました。

質疑を許します。

安保友博議員。

○安保友博議員 今回、この事件自体、新聞報道で初めて知ったわけなんですけれども、当初、応訴するに当たって、その費用はどのようにされたのか、お伺いします。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 これまでに至った経費につきましては、予備費のほうを活用させていただいて、執行しております。

○吉田武司議長 安保友博議員。

○安保友博議員 今回、新聞報道も1社しかなかった中で、あれがなかったら分からなかったんじゃないかという懸念もあるわけなんですけれども、今回も予備費でやるということは検討されたんですか。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 今回につきましては、判決の結果が出ましたので、それに基づいて、こちらと

しては市が逆に自治体として控訴するというこのことの手続に入りましたので、それにつきましては、改めて補正予算での費用計上ということで執行させていただく予定で考えております。

○吉田武司議長 安保友博議員。

○安保友博議員 これまでにかかった費用と、今回、着手金と訴訟費用13万9,000円ということなんですけれども、トータルで幾らかかるのか、その全貌を教えてください。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 まず、補正予算の内容につきましては、着手金として11万円、また、概要の実費として控訴時に裁判所に納める収入印紙が2万2,500円と郵便切手代6,000円の2万8,500円となっております、また今後、勝訴した場合の報酬金としては金額的な部分が少ないので、おおむね7万円程度の費用を想定しております。

これまで支出した予備費での対応につきましては、着手金として約30万円程度の支払いとなっております。

今までかかった経費は、先ほど申しあげました30万円です。

○吉田武司議長 赤松祐造議員。

○赤松祐造議員 この議会の最中に、今日、資料を出されて、みんなの考えを求めろというのも、私らにとっては本当に唐突なことで、聞きたいことがいっぱいあって、まず、この市の職員は男性ですか、女性ですか、そういうことも伏せて論議するわけですか。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 本件に関わる案件につきましては、現職の職員の訴えでございますので、最大限プライバシーに配慮する必要がございますので、そういった類いの御答弁のほうは差し控えさせていただきたいと考えております。

○吉田武司議長 赤松祐造議員。

○赤松祐造議員 当然、そうあるべきだと思うんです。平成30年から随分、このときにこうならないようなことは裁判で訴えられることにならないように、ストレスチェックだとか、いろんなことをやっていたわけでしょう。その辺の説明も聞かなければ、私らはどう判断していいか、難しいですよ、これ。要するに一方だけからの話を聞いて、この当事者の話は一切僕らは分かっていないわけですから、そこはちょっとおかしいような気がしますね、こういうのを出してくるなんていうのは。その辺話してください。議員にこういうのを求めるのであれば、両方の話を聞かなければ分かりません。資料が少ないです。

○吉田武司議長 今回の議案は、追加議案で控訴を行うための議案説明なので、御了承いただければと思います。

赤松祐造議員。

○赤松祐造議員 分かりますけれども、僕らも判断を間違うかも。人権に関わることだからね。最も大切なことなのに資料がこれだけで、賛成、反対なんか言えないですよ。そうでしょう。控訴すること自体がおかしいような気がする。

○吉田武司議長 追加議案の案件ですので、また議案書をよく確認していただければと思います。

赤松祐造議員。

○赤松祐造議員 それ、もうちょっと時間もらわないと、今ここで読む間もないのにね。質問する場所もまだ分からないですよ、いっぱいあり過ぎてね。

○吉田武司議長 松永靖恵議員。

○松永靖恵議員 既に医師2名の診断書が出されているようですが、例えば控訴するに当たって、新たに医療機関で診断書を出してもらう予定というのはありますでしょうか。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 控訴するに至ったことについては、26日に訴訟代理人でございます顧問弁護士とお話をさせていただいた中での結論ということで、その中で、これまでお渡ししている資料に対する疑義がいろいろあったところで、こちらとしてもその主張は曲げられないというところで判断させていただいていますので、現時点ではそういった資料の提供というのは今のところないですけれども、控訴をやっている中でそういったものが生じれば、当然その部分もあるのかなとは考えています。

○吉田武司議長 鳥飼雅司議員。

○鳥飼雅司議員 1点だけ確認させていただきたいのが今後の流れというか、先ほどいろいろ説明されて、25日から控訴をしてから2週間以内にやらなきゃいけないという、そのタイムスケジュールという意味で、今回そういう意味では早急にやらなきゃいけないという案件だから、多分こういうふうに出されたわけですね。だから、今後進む日程をもう一回確認させていただきたいんですね。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 先ほども市長のほうから御答弁させていただいたとおり、まず、判決文の到着日が2月24日ということで、その翌日から起算して2週間以内に裁判所に控訴状の提出が必要となります。そうしますと、期限につきましては3月10日までに裁判所のほうに提出が必須となります。

今後の控訴状の提出後のスケジュールでございますが、控訴状提出から50日以内に具体的な主張を書いた控訴理由書を提出することとなります。そこから一般的には約1か月半か2か月後に第1回の期日を迎えるといった流れが一般的と顧問弁護士から伺っているところでございます。その中で証拠調べをやり直す場合などもありまして、それがスケジュールどおりかというのは一概には言えないんですけれども、一般的な形はそういったことでございます。

なお、こちらも控訴するといった場合、原告側の控訴というのも当然可能性としてはあるわけでございますので、そういうような形になりますと、また少し延びるというふうなことも懸念されると伺っております。

○吉田武司議長 鳥飼雅司議員。

○鳥飼雅司議員 それで、先ほどの説明だと3月10日までに出不きやいけないということですよ。そうすると、今回の3月定例会というのは採決するのが3月18日の閉会日に採決になるんだけど、その前にこの議案に関しては議決をするというか、そこら辺のところというのは前もって前倒しにやるということなのかな。そこら辺確認、流れが分からないんですけども。

○吉田武司議長 鳥飼雅司議員、今日、これ追加議案になる前に、この件について皆さんほとんど御存じないということで全員協議会を開いていただいたので、今日上程したいということでお話をいただいて、その前にこのことについて全員協議会で皆さんに話していただきたいということで、この全員協議会を今設けていただいております。

○鳥飼雅司議員 ありがとうございます。

○吉田武司議長 赤松祐造議員。

○赤松祐造議員 2ページの判決理由の概要の中に病名が書いてあって復職可能という表現があるんです、この病名だけでも、その1つ、2つ後に違う病名が書いてある。障害者なのか、病気なのか、この言葉によると障害者じゃないのかなと私は。判決の中に病名、ひょっとしたら双極性障害のような気がするんですけども、そういう面でちょっと分からないんですね、ここは。障害であるならば、これはもうまた別の問題になりますから、その辺をよく考えて控訴しないと泥沼に入っていくような気がいたしますので、その辺はどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいです。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 判決主文に書かれている病名といいますのは、一般的な文献でこちらも調べさせていただきましたところ、脳の交感神経で感情が上手に調節されないために理性が損失されまして、頻繁にその状況、誘因に見合わない罵声とか言語暴力等が現れる症状と伺っておりますので、判決主文の中にそういったことというのも記載されているということでございます。

○吉田武司議長 赤松祐造議員。

○赤松祐造議員 これ読むとその後に、攻撃的言動もたまに出るわけでしょう。それは何か僕は双極性障害の人じゃないかという気がするんですよ。それ、障害者のような気がするんですけどもね、その辺は見極めているかどうかということです。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 そこは、医師が種々判断をして、それを踏まえてこちらで手続を取らせていただいて、その手続の適正性について裁判で議論がなされた上での今回の判決という流れの中で、我々としては医師の判断等を踏まえて適切に手続をやったと考えておりますが、いわゆる医師の判断の中身であるとか、その是非について今回問われているというわけではございませんので、その点は御理解いただければと思います。あくまで手続上の瑕疵ということでございます。

○吉田武司議長 安保友博議員。

○安保友博議員 もう一回確認したいんですけども、当初、議会のほうには議決を求めるこ

ともなく、報告もなく、予備費でやったということがありまして、今回議決を採るということにしたことのその意味をもう一回教えてもらいたいですけれども。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 今回は、分限処分1から5についての5の部分、9月1日の分限休職処分については無効という判決をいただいたので、それに対して、市としてはそこに承服できないということで、こちらの控訴をさせていただいております。

○吉田武司議長 安保友博議員。

○安保友博議員 言いたいのはそこじゃなくて、そもそも議会にその報告もなかったという話から始まっていて、今回控訴するからということで議案の上程というのが急遽来たわけですけども、今回、今までの経緯からして、仮にですけども、これを議会で否決した場合、どうなのかということがあると思うんですよ。その辺についてどうお考えなのか。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 議決案件でございますので、議会のほうで承認が得られなければ控訴は断念せざるを得ないかなというふうには思います。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 訴えられることは議決事項ではありませんが、控訴も含めて訴えることは議決案件であるということで、そういう整理になっております。

○吉田武司議長 金井伸夫議員。

○金井伸夫議員 市長のおっしゃる手続上の瑕疵について、もうちょっと詳しく説明していただけないか。分限休職処分の5について手続上の瑕疵があったというようなことなんでしょうか。もうちょっと詳しく、手続上の瑕疵と言われてもいま一つ腑に落ちないんですが。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 今回、控訴に至った理由ですけども、例えば分限休職処分5については、まず、平成30年9月1日になされているところで、判決の中では、平成30年7月3日のカウンセリングではいまだに攻撃的言動が現れていると認められると判決をしております、その後、次に、平成30年8月21日のカウンセリングでは落ち着いた対応をしたからということで、その落ち着いたことの1回をもって心身の故障が回復したと判断するというのが困難ではないかというふうな御指摘があったのと、また、平成30年9月11日のカウンセリングでは改善傾向が顕著であるというふうな主文の内容があるんですが、ただ、カウンセリングの記録にはなかなか難しいというだけの記載しかなくて、9月11日のカウンセリングの改善はそれをもって顕著とまでとは言えないというふうな御指摘も顧問弁護士のほうからありました。

また、平成30年9月11日の、もしカウンセリングで改善傾向に顕著であると認められた場合、本来、9月1日付の分限処分でございますので、その後の話であれば、同処分が事情を考慮することはできないのではないのかというふうな御指摘をいただいております。

また、もし仮に9月1日の処分以降、9月11日のカウンセリングを採用したとするのであれ



ば、その後、平成30年11月1日に職場復帰をされた後も攻撃的言動が抑えられていないという供述が証人のほうの話からも出ているのか、また、陳情書でもお渡ししております、その9月11日の改善というのを採用するのであれば、11月1日の職場復帰後のそういった調書というのも当然採用に値すべきものではないのかというところの疑義があるということで、今回控訴に至っているということでございます。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 ちなみに、今回否決になった場合ということでございますが、要するにこの裁判の結論がいわゆる裁判例として残るということでございます。

また今回、無効確認という裁判でございまして、これ、取消しよりも当然重い処分でございますので、このような手続上の瑕疵と裁判所は判断しているわけですが、我々としては瑕疵ではないと判断をされていて、顧問弁護士もそこは重過ぎるというか、そういう判断はおかしいんじゃないかということで今回控訴のお願いをしているわけでございますが、そのような疑義がある形のを議会の判断で裁判例として残すという、そういう効果が出てまいります。

○吉田武司議長 安保友博議員。

○安保友博議員 もう一回確認なんですけれども、応訴するときに一切報告がなかったという話はあるとして、予備費で出しましたということに対して、令和元年度の決算のときにはその説明は議会にはしていますか。

○吉田武司議長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 令和元年度の決算書には、記載はございます。

○吉田武司議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに質疑がありませんので、質疑を終結します。

本日の協議事項はこれにて終了しました。

記録につきましては、正副議長に一任願います。

以上で全員協議会を閉会します。

午前11時08分 閉会

議 長 吉 田 武 司

副 議 長 待 鳥 美 光